

係役務提供者が保有すべきであって開示請求をする者の損害賠償請求等に有用と認められる情報の範囲も時々刻々変動することが予想され、その中には開示の対象とすることが相当であるものとそうでないものが出てくることになると考えられるが、それらを現時点において法律中に書き尽くすことは不可能であり、総務省令によって発信者情報の範囲を画することとしたものである。

以上のような観点から、総務省令では、開示請求の対象とすべき情報の範囲として、①発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称及び住所、②発信者の電子メールアドレス、③侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス及びポート番号、④侵害情報に係る携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号等（携帯電話端末等の契約者固有ID）、⑤携帯電話端末等のSIMカード識別番号、⑥侵害情報が送信された年月日及び時刻（いわゆるタイムスタンプ）を規定している。ここで、「その他侵害情報の送信に係る者」とは、発信者が自己の所属する企業、大学の通信端末を用いて情報を発信した場合における当該企業、大学等を意味するものである。

なお、本請求権は、先にも述べたとおり、現にプロバイダ等が保有している発信者情報について開示の対象とするものであって、プロバイダ等に対して発信者情報等の保存を義務付けるものではない。逆に個人情報の適正な管理の観点からは、発信者情報のような個人情報については、プロバイダ等にとって保存の必要がない場合には、速やかに削除すべきものと考えられる<sup>vii</sup>。

#### ⑤ 「開示を請求することができる」

「開示」とは発信者情報の内容を知らせることを意味する。

「請求」とは、開示を請求する者が、当該情報の発信者情報を開示されたい旨の要求を内容とする意思表示をすることをいう。ここで、「求め」ではなく「請求」という用語を用いたのは、「求め」の場合には、任意の履行を期待して裁判外において要求するという意味合いが強いのに対し、本法律においては、そのような広い履行方法は期待されておらず、開示関係役務提供者は要件の充足性を厳格に審査し、要件充足性について疑義がある場合には、開示しないことが期待されることから、訴訟による権利の実現というニュアンスが強い「請求」という用語を用いているものである。

#### ⑥ 「侵害情報の流通によって開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき」

発信者情報開示請求権は、匿名で発信された情報の流通により被害を受けた者に対し

---

<sup>vii</sup> 総務省の「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（平成27年6月24日総務省告示第216号）においては、「電気通信事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、原則として利用目的に必要な範囲内で保存期間を定めるものとし、当該保存期間経過後又は当該利用目的を達成した後は、当該個人情報を遅滞なく消去するものとする」旨定めている。